

令和7年度 第4回 千代田区都市計画審議会

東京都市計画道路

幹線街路補助線街路第64号線の変更

資料 総括図 …P.1

計画書 …P.2

計画図 …P.3

理由書 …P.4



新宿区

台東区

中央区

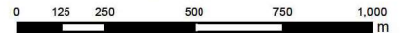
港区

変更区間

幹線街路補助線街路第64号線

変更区間 :

1:15,000



凡 例

種別	容積率	用途地域の種別	防火・準防火地域	防火地域の種別	防火・準防火地域
	300%	第一種住居地域	防火	防火地域	準防火
	400%				
	500%	第二種住居地域	防火	防火地域	準防火
	300%				
	400%	商業地域	防火	防火地域	80%
	500%				
	600%				
	700%				
	800%				
	900%				
	1000%	商業地域	防火	防火地域	80%
	1200%				
	1300%				

● 特例容積率適用地区
 特例容積率適用地区

● 文教地区
 第一種 文教地区
 第二種 文教地区

● 中高層階住居専用地区
 第二種中高層階住居専用地区
 第四種中高層階住居専用地区
 第五種中高層階住居専用地区

● 路線式30m及びび街区指定(下記以外のところは路線式20m)
 路線式30mのところ
 街区指定のところ
(都市計画道路は計画線から)

● 日影規制(建築基準法に基づく指定)

規制される日影 (敷地境界線からの水平距離)	制限する ける建築 物の高さ	測定水平 面の高さ
5mをこえ 10m以内	10mをこえる	平均地盤面 から4m
5時間以上	3時間以上	10mをこ えるもの

● 特定行政庁が指定する区域の内容(建築基準法に基づく指定)

A: 道路幅員による容積率の低減係数0.6
B: 道路幅員1:1.5 用地斜率31%以上:2.5
C: 道路幅員による容積率の低減係数0.8

東京都市計画道路の変更（千代田区決定）

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第 64 号線を次のように変更する。

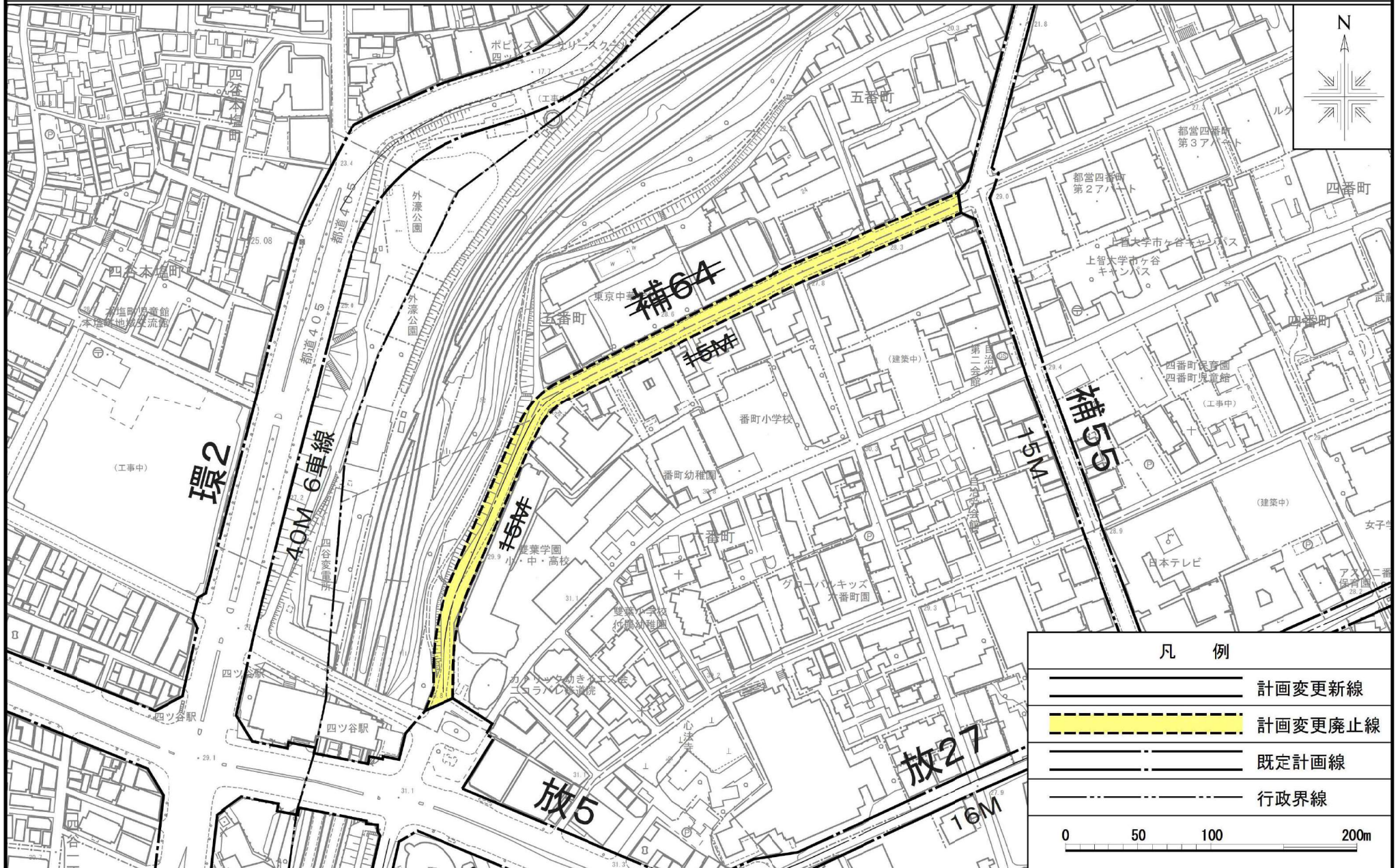
種別	名称		位置			区域	構造			備考
	番号	路線名	起点	終点	主な通過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	
幹線街路	補64	補助線街路第64号線	港区 元赤坂二丁目	千代田区 六番町	千代田区 紀尾井町	約700m	地表式		15m	自動車専用道路と立体交差 1 箇所 幹線街路と平面交差 2 箇所

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由：都市計画道路の必要性が低いことが確認されたため、変更する。

変更概要

名称	変更概要
補助線街路第64号線	1 終点位置の変更 千代田区五番町 → 千代田区六番町 2 延長の変更 約1,220m → 約700m



凡 例	
	計画変更新線
	計画変更廃止線
	既定計画線
	行政界線

0 50 100 200m

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 7都市基街都第236号、令和8年1月20日 (承認番号) 6都市基交測第109号、令和6年7月26日 MMT利許第06-102号

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第64号線

2 理由

幹線街路補助線街路第64号線（以下「補助第64号線」という）は、港区元赤坂二丁目を起点とし、千代田区五番町を終点とする延長約1,220メートルの路線である。

このうち、幹線街路放射第5号線から千代田区六番町までの区間は、平成28年3月に策定した「東京における都市計画道路の整備方針」における将来都市計画道路ネットワークの検証を行った結果、見直し候補路線（区間）に位置付けられている。

この整備方針に基づき、「交通」、「都市環境」、「防災」、「市街地形成」等の都市計画道路が担う機能の観点から、周辺部も含む交通実態調査の実施とその分析をはじめとした検証を行った結果、千代田区六番町から五番町までの約240メートルの区間（以下「当該区間」という）は、都市計画道路の必要性が低いことが確認されたため、当該区間を廃止する。

また、当該区間の廃止に伴い、北東側に隣接する幹線街路補助線街路第55号線までの区間についても都市計画道路ネットワーク形成の観点から廃止する。

このため、補助第64号線の終点位置を千代田区六番町へ変更するとともに、延長を約700メートルへ変更する。